

(証券コード6772)
2024年6月5日

株 主 各 位

神奈川県座間市相武台二丁目12番1号
東京コスモス電機株式会社
代表取締役社長 岩 崎 美 樹

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tocos-j.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「2024年度(第67回)定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6772/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「東京コスモス電機」又は「コード」に当社証券コード「6772」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後5時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時00分（開場午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名 3階 「ラ・ローズ」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第67期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第67期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の報告の件

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

<株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）
- 第8号議案 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎決議通知及び報告書につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

〇〇〇 株式会社

議決権行使方法の選択

期：既定期 起会  
開催日：平成26年 3月31日  
株主番号：1000001  
投票できる議決権の数：1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権行使することを承認いたします。ご出席する場合はボタンを選択して画面におすすみください。

会社株券の全てを譲渡された場合、株主様の名義を譲渡されたものと見做されます。

議決権行使へ

会社株券、および株主様名義の譲渡について権利に異議を申し立てる場合

議決権行使へ

投票内容

議決権行使(賛成)

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして認識し、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略的投資や財務体質強化のために必要な資金確保を充実しつつ、株主資本配当率（DOE）を指標として安定的な配当の継続と業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としています。

（株主資本配当率（DOE）＝配当金額÷平均純資産金額）

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき145円（DOE3.0%）とさせていただきます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき145円 総額 195,761,165円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月26日
- (4) 配当金支払開始日  
2024年7月17日

#### （配当金の支払開始日について）

当期の期末配当金のお支払いにつきましては、株主様1名から第6号議案「剰余金処分の件」のご提案がありましたことから、配当金支払事務を行ううえで必要な期間の都合上、支払開始日を2024年7月17日とさせていただきます。

通常より支払いが遅れますことをご詫言申し上げます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                            | いわさき よしき<br>岩崎美樹<br>(1955年1月24日) | 1976年7月 松下寿電子工業(株) (現P H C(株)) 入社<br>2001年1月 アメリカ松下寿電子工業(株)社長<br>2004年4月 松下寿電子工業(株)ビジュアルプロダクツ技術統括グループマネージャー<br>2006年1月 パナソニック四国エレクトロニクス(株) (現P H C(株)) ビジュアルプロダクツ第1ビジネスグループマネージャー<br>2012年1月 パナソニックヘルスケア(株) (現P H C(株)) マーケティング本部医療システムソリューション参事<br>2014年6月 当社執行役員生産本部副本部長<br>2017年6月 代表取締役社長 (現) | 5,600株     |
| [選任理由]<br>同氏は長年にわたり電機業界において、技術開発・品質管理などを経験し、ものづくりに造詣が深く、またアメリカ松下寿電子工業(株)の社長を務め、会社経営の経験を有しています。当社においては、執行役員生産本部副本部長として生産効率化、品質向上、新製品プロジェクトの立ち上げ、業務革新運動の推進等に大きく貢献しました。2017年6月には代表取締役社長に就任し、当社業績を大きく拡大いたしました。同氏は、当社の計画達成とさらなる発展のために必要な人材であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                        | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当<br>社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                | なか じま ひで お<br>中 島 秀 雄<br>(1959年10月2日) | 1982年 4 月 日本精工(株)入社<br>2003年 4 月 同社産業機械事業本部、電機営業部部長<br>2011年 6 月 同社執行役<br>2013年 6 月 同社執行役常務<br>2016年 6 月 N S K マイクロプレシジョン(株)専務取締役<br>2019年 5 月 当社入社 海外営業本部顧問<br>2020年 4 月 営業本部副本部長<br>2020年 6 月 取締役営業本部長<br>2021年 6 月 常務取締役営業本部長 生産本部担当<br>2022年 6 月 専務取締役営業本部長 生産本部担当<br>2023年 6 月 専務取締役営業本部長 生産本部長 (現) | 2,900株         |
| <p>[選任理由]</p> <p>同氏は、大手部品メーカーの執行役常務等を経験し、部品業界において幅広い知識と人脈を有しております。同氏は2社にわたり重責を歴任し、会社経営の経験を十分に有しております。当社においては、現在、専務取締役として、営業本部、生産本部の業務改善に注力し、業績改善に大きく貢献しております。今後とも当社の計画達成とさらなる発展のために必要な人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者<br>番号                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                   | みや た かず とも<br>宮 田 一 智<br>(1966年12月11日)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1991年 4 月 (株)ニコン入社<br>1997年 9 月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社<br>2013年 4 月 尾池工業(株)入社<br>2015年 4 月 同社フロンティアセンター部長<br>2016年12月 (株)芝川製作所入社 技術部長<br>2018年 1 月 同社技術担当執行役員<br>2022年 7 月 当社入社 技術本部顧問<br>2022年11月 技術本部副本部長<br>2023年 4 月 執行役員技術本部副本部長 (現) | 100株           |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | <p>[選任理由]</p> <p>同氏は、大手企業の設計開発部門における豊富な経験と高度な知識を有しております。新製品開発と上市による事業化、人材強化による事業部門の体制強化、新規事業創設に向けた市場分析、製品企画、事業推進などに従事しており、その知見は当社にとっても余人をもって代え難いものです。当社入社後は、技術部門の設計業務の効率化、人材強化に注力し、組織力と技術・製品開発力の強化により会社業績に貢献しております。以上のことから、当社発展のために重要な既存技術・既存製品の強化と新規技術・新規製品の開発を推進していくために必要な人材と判断しましたので、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4<br>新任                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | くほたじゆん<br>久保田純<br>(1961年9月16日) | 1988年3月 アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー入社<br>1996年7月 ボストン・サイエンティフィック・ジャパン(株)入社<br>2000年3月 ウシオ電機(株)入社<br>2002年4月 同社全社システム統一プロジェクトリーダー (CIO職)<br>2005年4月 同社業務改革IT統括室室長 (CIO・グループCIO職)<br>2015年2月 シーオス(株)入社<br>2015年3月 同社取締役管理本部長 CFO・CIO<br>2022年2月 当社入社 管理本部顧問<br>2023年4月 執行役員事業企画室長 (現) | 0株         |
| <p>[選任理由]</p> <p>同氏は、外資系大手会計事務所での業務改善コンサルティング業務、国内外大手企業での業務改革・システム改革・内部統制導入業務、上場準備会社での取締役CFO・CIOとしての管理業務全般の統括とベンチャー・キャピタル対応など、様々な経験と知識を有しております。当社入社後は、業務システムの見直しや管理部門の強化に取り組み、IR・SR活動を推進するなど、経営基盤の充実に寄与する活動に尽力しております。以上のことから、当社発展のために重要な財務戦略の推進と資本コストを意識した経営に転換していくために必要な人材と判断しましたので、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>新任                                                                                                                                                                                                                                                                     | やまもと たかあき<br>山本 隆章<br>(1960年10月14日) | 1984年4月 日本電気(株)入社<br>2007年6月 同社営業管理本部企画部長兼サポートサービス事業推進部長<br>2011年7月 同社経理部主計室長<br>2011年6月 (兼) 国際経済社会研究所監査役<br>2013年6月 (兼) NECネットワークスアイ(株)監査役<br>(兼) NECパーソナルコンピューター(株)監査役<br>2016年6月 NECマネジメントパートナー(株) (現NECビジネスインテリジェンス) 取締役執行役員常務<br>2017年6月 (兼) NECビジネスプロセッシング(株) (現NEC VALWAY(株)) 監査役<br>2021年11月 (公社)日本監査役協会常勤理事・事業部長<br>2023年11月 同法人顧問 (現) | 0株         |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、大手企業における経理業務に長年従事され、予算、決算・開示、税務、システム開発、内部統制などに豊富な経験と知見を有しており、また同子会社の取締役として経営に参画されました。また、多様な会社での監査役としての業務にも長年従事され、さらには日本監査役協会においても監査役に必要な法的・実務的知識の習得などを推進する役割も担ってきております。以上のことから、当社経営の監査・監督に相応しい人材であると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                          | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                   | <p style="text-align: center;">お の まさ のり<br/>小 野 正 典<br/>(1948年8月27日)</p> | <p>1975年4月 第二東京弁護士会登録<br/>1980年4月 神谷町総合法律事務所パートナー<br/>2001年8月 東京リベルテ法律事務所パートナー（現）<br/>2002年4月 第二東京弁護士会副会長、東京簡易裁判所民事調停委員<br/>2007年2月 最高裁判所刑事規則制定諮問委員<br/>2011年6月 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会委員<br/>2014年6月 当社取締役<br/>2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現）</p> | 0株             |
| <p>[選任理由及び期待される役割の概要]<br/>同氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高度な知識を有しています。同氏は、当社におけるコーポレート・ガバナンス強化を推進していくために必要不可欠な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                         |                |
| 3                                                                                                                                                   | <p style="text-align: center;">もり た たか こ<br/>森 田 貴 子<br/>(1970年5月17日)</p> | <p>1998年12月 税理士登録、森田貴子税理士事務所（現）<br/>1999年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）<br/>2003年1月 朝日KPMG税理士法人（現KPMG税理士法人）<br/>2003年12月 (株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所パートナー（現）<br/>2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現）</p>                                                        | 0株             |
| <p>[選任理由及び期待される役割の概要]<br/>同氏は、税理士として専門的な知識・経験を有しています。財務・会計・税務に関する幅広い知見をもって、当社経営の監査・監督に相応しい人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>          |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                         | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>                                                                                                                          | やま ぐち かね き<br>山 口 鐘 畿<br>(1966年9月25日) | 1990年4月 (株)神戸製鋼所入社<br>2000年4月 (株)キョウデン入社<br>2002年4月 同社EMS事業部長<br>2005年4月 同社KDGものづくり統括室長<br>2007年6月 同社執行役員<br>2008年6月 同社取締役<br>2011年6月 同社常務取締役製造本部長 品質本部長<br>2012年6月 同社代表取締役社長<br>2018年4月 同社取締役技術開発本部長<br>2021年6月 同社専務取締役技術開発本部長<br>2022年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科入学（2024年修了）<br>2023年3月 学校法人大阪経済法律学園大阪経済法科大学<br>学外者理事（現） | 0株             |
| <p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、大手企業における開発業務、事業責任者、社長として経営に長年従事され、技術・製品開発、事業運営、会社経営などに豊富な経験と知見を有しております。当社の技術・製品開発に対する助言により成長に寄与し推進いただく人材として適任であるとともに、当社経営の監査・監督に相応しい人材であると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本隆章氏、小野正典氏、森田貴子氏及び山口鐘畿氏は、社外取締役候補者であります。なお、小野正典、森田貴子両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本隆章氏、山口鐘畿の両氏は独立役員として届け出る予定であります。なお社外取締役の独立性判断基準はインターネット上の当社ウェブサイトに記載されておりますのでご参照ください。
3. 小野正典氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となり、その内8年は社外取締役監査等委員であります。森田貴子氏の社外取締役監査等委員就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

4. 当社は、小野正典氏及び森田貴子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。  
また、山本隆章氏及び山口鐘畿氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社の取締役を求める専門性と経験 (スキル・マトリックス)

| 氏名   | 地位           |          | 在任年数 | 取締役会出席状況 | 特に専門性を発揮できる分野・経験 |         |            |          |            |             |      | 委員会    |         |
|------|--------------|----------|------|----------|------------------|---------|------------|----------|------------|-------------|------|--------|---------|
|      |              |          |      |          | 企業経営             | グローバル経営 | 内部統制・ガバナンス | 技術・ものづくり | 営業・マーケティング | 財務会計・ファイナンス | 人事労務 | 監査等委員会 | 指名報酬委員会 |
| 岩崎美樹 | 代表取締役社長      |          | 7年   | 12回/12回  | ●                | ●       | ●          | ●        |            |             |      |        | ○       |
| 中島秀雄 | 専務取締役        |          | 4年   | 12回/12回  | ●                | ●       | ●          |          | ●          |             |      |        |         |
| 宮田一智 | 取締役          |          | —    | —        |                  |         |            | ●        |            |             |      |        |         |
| 久保田純 | 取締役          |          | —    | —        | ●                |         | ●          |          |            | ●           | ●    |        |         |
| 山本隆章 | 取締役<br>監査等委員 | 社外<br>独立 | —    | —        | ●                |         | ●          |          |            | ●           |      | ◎      | ○       |
| 小野正典 | 取締役<br>監査等委員 | 社外<br>独立 | 10年  | 12回/12回  |                  |         | ●          |          |            |             |      | ○      | ◎       |
| 森田貴子 | 取締役<br>監査等委員 | 社外<br>独立 | 6年   | 12回/12回  |                  |         | ●          |          |            | ●           |      | ○      | ○       |
| 山口鐘畿 | 取締役<br>監査等委員 | 社外<br>独立 | —    | —        | ●                | ●       | ●          | ●        |            |             |      | ○      | ○       |

◎=委員長 ○=委員

- (注) 1. 定時株主総会で議案が承認された後の予定体制に基づいております。  
 2. 主なスキルのうち最大4つを表示しており、有する全ての知見を表すものではありません。  
 3. 在任年数には取締役・取締役監査等委員を含みます。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人として新たにかがやき監査法人の選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会がかがやき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制が整えられており、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

|            |                              |               |     |
|------------|------------------------------|---------------|-----|
| 名称         | かがやき監査法人                     |               |     |
| 主たる事務所の所在地 | 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋 |               |     |
| 従たる事務所の所在地 | 東京都千代田区霞が関三丁目6番14号三久ビル       |               |     |
| 沿革         | 2003年4月 かがやき監査法人設立           |               |     |
| 概要         | 資本金                          | 9百万円          |     |
|            | 人員構成                         | 社員（公認会計士）     | 13名 |
|            |                              | 職員（公認会計士）     | 63名 |
|            |                              | 職員（公認会計試験合格者） | 2名  |
|            |                              | 職員（その他）       | 5名  |
| 合計         | 83名                          |               |     |
| 関与法人数      | 84社                          |               |     |

### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第59回定時株主総会において、年額24百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

本議案は、経営環境の変化に伴い、その責務が増大していることに加え、適性かつ有効な監査体制を維持し、当社のコーポレート・ガバナンスを更に向上させることを目的として、経済情勢の変化、その他の諸般の事情を考慮し、これを年額30百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）であります。第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

## <株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

第6号議案から第8号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

なお、議案名、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から受領した本株主提案に係る書面の該当部分を原文のまま掲載しております（但し、当社株式取扱規則に基づく調整その他の形式的調整を除く）。

また、当社取締役会の意見につきましては、従前開示いたしました開示資料「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」に一部加筆修正をしております。

### 第6号議案 剰余金処分の件

#### (1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

#### (ア) 配当財産の種類

金銭

#### (イ) 一株当たり配当額

金571円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金571円）

#### (ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

#### (エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日

#### (2) 提案の理由

当社は、本年4月に新中期経営計画を公表し、2026年度の株主資本配当率（DOE）を3.5%とし、段階的に増配を目指すとしており、株主還元策を拡充する方針であることは一定の評価に値します。しかし、当社の配当性向はここ数年低い水準で推移し、自己株式取得もあったものの約7億円のネットキャッシュを保有するに至っています。当社は我々に、2026年度末において若干のネットキャッシュになるとの見通しを示す等しており、十分に

効率的な資金計画とは言えません。東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」からも未だ乖離しており、現時点で十分な投資計画が示されていない以上、大胆な株主還元として配当性向100%の配当を行うことを提案します。配当性向100%、配当利回り3.0%と想定した場合、当社株価は約19,000円（現在株価の約5倍）まで上昇することが見込まれます。

株主提案に対する取締役会の意見

### 当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、本議案は、下記（1）乃至（3）の理由から、当社ビジネスの実情・リスク及び現実的な財務戦略等を踏まえていないだけでなく、当社の中長期的な成長、企業価値の向上を阻害するものと考えております。

#### （1）第2次中期経営計画に基づく投資計画等

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして認識しており、中長期的な企業価値向上に向けた戦略的投資や財務体質強化のために必要な資金確保を図りつつ、株主資本配当率（DOE）を指標として株主の皆様に対する安定的な配当の継続と業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

また、当社は、第2次中期経営計画でもお示ししたとおり、営業利益に拘った経営に重点を置いた第1次中期経営計画を経て、今般、「成長投資」をテーマとする第2次中期経営計画に舵を切り、2027年度以降の中長期的な「成長・拡大」をテーマとする第3次中期経営計画に向けた成長基盤の確立のため、積極的な投資・各種施策を実行していく段階にあります。各年度における剰余金配当額は、こうした中長期的な企業価値の向上のための経営計画を順次履践・実現していくうえで、適切且つ現実的な範囲内のものとする必要があります。

当社は、第2次中期経営計画における成長投資のための取組骨子として、①技術開発力強化、②収益力強化、③財務体質改善及び④株主還元強化を掲げており（開示資料「第2次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」）、それらの実行のために、相当額の資金を必要とします。その資金の使途として、少なくとも以下を計画しています。

- ・成長ドライバーの構築等（新技術の創出・獲得・経営資源（人財等）の投入等）のための設備投資・研究開発費 20億円
- ・財務体質改善（有利子負債削減） 17億円
- ・従前からの生産体制・方式の再構築のための投資 6億円
- ・サステナビリティ方針に基づく対応 2億円
- ・株主の皆様への剰余金配当 6～7億円

これらの投資により、成長基盤の確立のための技術開発強化策としての「新技術の創出・獲得」、「要素技術拡大による新領域の発掘」、「R&D・人財確保・教育等の経営資源の投入」、収益力強化策としての「製品付加価値の向上」、「生産体制・方式の再構築」、「DX、AI活用による生産性改善」、経営体質の変革のための財務体質改善策としての「有利子負債の削減」、「資本効率の向上（ROA改善）」、株主還元強化策としての「株主資本配当率（DOE）の向上」及び「中長期安定的な株主還元」等、当社が成長基盤を確立するための種々の施策を実行してまいり所存です。

そして、このような戦略的投資により成長基盤を盤石なものとするのが、来たる第3次中期経営計画における当社の「成長・拡大」に繋がり、尚且つ、株主の皆様への安定的且つ十分な配当還元を中長期的に継続するために必要不可欠なものであると考えております。

以上のような成長基盤の確立に向けた大規模な資金活用は、東証が要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」そのものであり、この点で、株主提案による本議案の理由中、「東証の要請する『バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営』からも未だ乖離しており…」と述べる部分は失当です。

また、1株あたり571円（配当総額約7億円、純利益にして約80%）もの配当を要求する本議案は、当社の中長期的な投資計画の内容・重要性に無関心な、短期利益を追求する意図により出たものと考えざるを得ません。

## (2) DOE指標を踏まえた大幅な増配の実施等

中長期的な企業価値向上の観点から、前述のとおり、当社は、株主資本配当率（DOE）を指標として株主の皆様に対する安定的な配当の継続と業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。かかる基本方針の下、今般の2024年3月期につきましては、業績が予想値を上回ったことから、当初計画（1株当たり95円）より増額し、普通株式1株当たり145円（DOE約3.0%）の配当を提案させていただきました。これは、前年度

の1株当たり60円の2.4倍に相当するもので、第2次中期経営計画における投資計画を踏まえても合理的且つ適正な金額であると考えております。

当社は、今後も第2次中期経営計画（2024年度～2026年度）において開示した株主還元方針（2026年度の目標値はDOE3.5%）を目指して、株主還元を積極的に行ってまいります。

### （3）不測の事態に備えた資金確保の必要性

当社は、自動車製造業をはじめとする社会インフラとして重大な責務を負う各種産業の一端を担っており、高品質な製品を安定的に供給するべく、国内外に複数の製造・販売拠点（製造拠点は国内の白河、会津及び中津並びに国外の煙台及び広州の計5拠点、販売拠点として米国・台湾の2拠点を含めて計7拠点）を有しています。これらの拠点において自然災害等による操業停止等、不測の事態が発生した場合には、復旧作業又は代替となる拠点の確保・供給方法の手配等のため、当社にて莫大な資金を機動的に確保・運用する必要が生じます。また、機動的且つ十分な資金確保の観点から、これを金融機関からの融資に依存する体制にはリスクがあります。以上の諸点を十分に加味したうえで、緊急・不測の事態に堪えうる財務健全性を担保することが、上述した当社の社会的存在意義、高品質な製品を安定的に供給する責務を果たすための極めて重要なファクターの一つであると捉えております。

以上のとおり、1株当たり571円、純利益の80%以上の配当を求める本議案は、当社の中長期的な企業価値の向上に向けた株主還元の基本方針及び資本活用策とは相容れない、また、当社の社会的存在意義、ビジネス上のリスク等を踏まえない、短期的な利益獲得を意図した投機的な提案と考えざるを得ず、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものです。よって、当社は本議案に反対いたします。

## 第7号議案 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

### (1) 議案の要領

現行の定款「第7章 計算」の章に、第41条として、以下の条文を新設し、現行定款第41条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

#### （剰余金の配当方針）

第41条 当社は、2024年度から2026年度までの期間において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額÷当期純利益（連結財務諸表数値）により算出する。）100%又は株主資本配当率（DOE、Dividend-on-Equity。「配当総額÷純資産合計（連結財務諸表数値）」により算出する。）10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

### (2) 提案の理由

当社新中計にて株主還元の改善が見られるものの、依然過度に資金を留保する内容であり不十分です。2023年度の期末配当の配当性向100%の配当の提案に加えて、蓄積された内部留保の株主還元のための一時的な手当てとして、2026年度までの期間、同水準の配当を維持すること、並びに配当性向及びDOEを配当決定方針に加えることを提案します。

本提案の配当方針による財務インパクトを我々が当社新中計の売上・利益計画、設備投資計画等を踏まえた前提条件で合理的に検証したところ、2026年度末でネットD/Eレシオ0.3倍、ネットデット/EBITDA1.0倍、純資産比率47%となりました。当社によると、新中計では2026年度末において若干のネットキャッシュになる見通しとのことです。本提案の配当方針に基づくと、若干のネットデットとなるものの、当社の財務健全性を損なわず、引き続き十分な財務余力を有することは明らかです。

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、下記（１）乃至（３）の点から、本議案の内容が当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益を阻害するものであることに加え、定款の性質に反することから、本議案の内容を定款に記載すべきではないと考えております。

なお、配当性向100%に相当する剰余金の配当が当社の第2次中期経営計画期間における投資計画との関係上不適切であり、当社の企業価値を損なうものであること等については、第6号議案の当社取締役会反対意見として述べておりますので、こちらもあわせてご参照ください。

（１）中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益確保

当社としては、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、安定的かつ継続的な利益還元との最適なバランスをとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益確保の観点で重要であると考えております。

本議案は、2024年度から2026年度までの3年間において、配当性向100%又は株主資本配当率10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、この配当方針に従って年間配当額を決定する旨を定款で定めるよう要請するものです。

これは、3年間にわたり資金の用途が株主還元へ偏ることとなるため、戦略的投資のための資金確保が不十分となり、中長期的な企業価値向上が達成されず、ひいては、安定的かつ継続的な株主還元を阻害するおそれがあります。

（２）財務戦略の機動性・柔軟性

当社を取り巻く状況は刻々と変化していくことから、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益確保の実現には、その時々々の状況を踏まえた機動的かつ柔軟な財務戦略が必要不可欠であると考えます。例として、今後の中長期的に価値を生む新規事業へのさらなる投資や、あるいは、当社の国内外の製造・販売拠点が自然災害により操業停止等に陥った場合に当該拠点の復旧作業等のための機動的な資金確保が必要となること等が挙げられます。

本議案が提示する定款規定が設けられた場合、その時々々のビジネスの状況や財務状況等を一切踏まえることなく、画一的な方針で配当額を決定することを余儀なくされることとなり

ますが、これが、当社の財務戦略の機動性・柔軟性を損ない、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益確保を阻害することは明らかです。

当社は、取締役の任期を1年（監査等委員については2年）としていますが、配当方針については、第2次中期経営計画に基づき、折々の取締役会が機動的かつ柔軟に判断し、実行することが相当であると考えております。

### (3) 定款の性質

定款は会社の組織及び経営の基本原則を定めるものであるところ、数年にわたる剰余金の配当に関する具体的な算式という詳細を定款に定めることは、そのような定款の性質に反するものであり、不相当と考えます。

以上のとおり、当社は、本議案の内容が、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益確保を阻害するものであることに加え、定款の性質に反することから、本議案の内容を定款に記載すべきではないと考えているため、本議案に反対いたします。

## 第8号議案 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

### (1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第33条として、以下の条文を新設し、現行定款第33条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（取締役による株主との面談対応）

第33条 当社の取締役は、当社の3%以上の議決権を有する株主又は当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主又は運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主又は運用者当り、取締役（監査等委員である者を除く。）については四半期に1回以上、監査等委員である取締役については年に1回以上応じるものとする。

### (2) 提案の理由

我々は、本株主総会に先立ち、当社に対し全取締役との個別面談を重ねて申し入れましたが、一部の取締役との個別面談が実施されたのみでした。コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています。また、株主平等原則は、合理的な範囲で株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の観点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

## **当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、下記（１）及び（２）の点から、本議案の内容を定款に規定すべき必要性が乏しいことに加え、当社業務への弊害が大きいことから、本議案の内容を定款に記載すべきではないと考えております。

### （１）IR・SR活動の積極的推進

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との間で積極的な対話を行うことを通じて、その意見や要望等を適切な形で経営に反映させていくことが重要だと認識しております。また、当社の方針を明確に示し、株主を含むステークホルダーの皆様のご理解を得ることも重要だと考えております。

このような認識の下、当社は、2024年4月2日付「第2次中期経営計画（2024～2026）」及び「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」において、当社の基本方針の一環として、IR・SR活動をより一層充実していく方針を開示いたしました。この方針の下で、株主や投資家の皆様への情報発信をより充実させる体制を整えるとともに、コミュニケーション（対話）の機会もより積極的に設定する予定でございます。

具体的には、四半期毎の決算説明資料の開示や株主通信の動画配信等の情報発信の取組みを継続するとともに、今後は、第2次中期経営計画の進捗状況等を継続的に開示するほか、定期業績報告会の開催等を通じて当社の情報発信や株主との意見交換の場を設定する所存でございます。

また、株主からの個別面談の申込みに対しても、従来と同様、当該株主の希望や関心事項等を踏まえ、合理的な範囲で、社長その他の役員で対応させていただきます。

以上のように、当社は、当社の基本方針の下、IR・SR活動をより積極的に推進する方針を開示していることから、本議案の内容を定款に記載すべき必要性は乏しいものと考えております。

### （２）当社業務への弊害

本議案は、当会社の3%以上の議決権を有する株主又はその運用者から個別面談の要請があった場合に、原則として20営業日以内に面談へ対応することを当社の全取締役に対して義務付けるものです。さらに、その面談の回数も取締役（監査等委員である者を除く。）に

あっては四半期に1回以上の対応を義務付けるものです。本議案は、個別面談の要請者について、「株主又はその運用者」と併記することから、そのいずれもが要請できるとの提案と解されます。

株主提案の本議案のとおりに全取締役に義務付けがなされた場合、例えば、当社が次期取締役会の構成として予定している、「4名の監査等委員取締役及び他の取締役4名」の会社においては、理論上、1年で最大40回の個別面談に応じなければならないこととなってまいります。この数値は上記のような株主が1名の場合であり、該当株主が2名となれば80回、該当株主が3名であれば120回の個別面談が要請されかねません。

そもそも、コーポレートガバナンス・コード補充原則5—1①は、「株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。」との規定であり、上場会社に対しては、「合理的な範囲」での株主との面談を要請するにとどまります。

本議案は、全ての取締役に対して原則として20営業日以内の面談対応を常に義務付ける点で、同コードの要請を超えて、当社に過大な制約・負担を課すものです。

当社の全ての取締役が、面談要請から20営業日以内の対応を常に義務付けられた場合、この面談対応に追われることで経営陣の裁量性や経営の機動性が損なわれる懸念があります。

会社法の下、株式会社においては「所有と経営の分離」が要諦であり、取締役は株主総会における選任を経て、裁量での職務遂行を求められる立場にあります。取締役が、特定の株主の要求、指示、監督に従うことは、上記のような原理原則に反するものです。

本議案が承認されれば、当社取締役は、提案株主のような特定の株主から要請があれば、20営業日以内の対応を断ることができません。そのような義務付けは、取締役の裁量への不当な圧力となります。

さらに、本議案によれば3%以上の議決権を有する株主又は運用者が個別面談権限を有するところ、この水準では同権限の濫用による弊害が容易に想定されます。例えば、3%以上の議決権を有する株主又は運用者が相当数現れ、同権限を各個に行使した場合、当社の取締役に対する上記制約・負担は非常に大きなものとなります。これに加え、本議案が可決され個別面談権限が濫用された後になって、定款を修正しようとしても、その修正には当社株主総会の特別決議を要することから上記制約等を是正することが困難になります。

昨今、人的資本の重要性が唱えられています。取締役もまた、当社にとって、かけがえのない人的資本であり、その有効活用が肝要となります。

取締役という人的資源が、頻繁な、強制的な面談という過度な拘束、圧力に浪費される事態を招来しかねない提案は、企業価値向上の観点からも受け入れ難いものです。取締役の人的資源が不当に拘束を受け、会社の中長期的・持続的成長が阻害されることになれば、持続的な成長や中長期的な企業価値向上を旨とするコーポレートガバナンス・コードにも反する事態にもなり得、本末転倒だと考えます。

このように、当社は、本議案は、当社の在り様に過大な制約・負担を課すものであると考えます。

以上のとおり、当社は、本議案の内容を定款に規定すべき必要性は乏しいことに加え、定款に規定されることによる当社業務への弊害が大きいことから、本議案に反対いたします。本議案の提案株主は、その提案理由において、「定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、(中略)、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながる」と主張していますが、上述のとおり、本議案は、その内容が定款規定された場合に悪用、乱用される懸念を考慮しておらず、本議案に賛成することは、短慮浅学の非りを免れません。

## 総括

当社の取締役会は、本株主総会における、GLOBAL ESG STRATEGY（「本提案株主」）による株主提案議案の全てに**反対**いたします。

反対意見の内容につきましては、前記の通り議案毎にその理由を詳細に記載しておりますが、骨子は次の通りです。

第6号議案は、結果として純利益の80%超の配当を求めるものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に向けた株主還元の基本方針及び資本活用策とは相容れない、また、当社の社会的存在意義、ビジネス上のリスクを踏まえない、短期的な利益獲得を意図した投機的な提案と考えざるを得ず、当社の企業価値を毀損するものと考えます。

また、第7号議案についても、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益確保を阻害するものであることに加え、定款の性質に反することから、当該議案の内容を定款に記載すべきではないと考えております。

さらに、第8号議案に関しても、当該議案の内容を定款に規定すべき必要性が乏しいことに加え、当社業務への弊害が大きいことから、当該議案の内容を定款に記載すべきではないと考えております。

定款は本来、会社の基本的な在り方（目的、機関等）を定めるものであるところ、第7号議案及び第8号議案はいずれも、会社法が取締役会や取締役の役割として規定する資本政策決定、経営判断、業務執行に関する決定を過度に制約するものとなります。これらの事項については、取締役会が的確かつ機動的に判断し、実行することが相当であり、定款をもって過度に制約することは適切ではないと考えております。

当社といたしましては、各議案の内容を定款に規定することが妥当かという観点に加え、各議案が当社の中長期的な企業価値の向上に資するかという観点から、上述のように、全ての株主提案議案に反対するのが相当と判断した次第です。

なお、現在、本提案株主の運用者であるSwiss-Asia Financial Services Pte. Ltdの最高投資責任者でもある門田泰人氏（以下、「門田氏」といいます。）は、本株主総会に先立ち、次のように、当社に対し合理的範囲を超える面談要請を要求する極端な主張を展開するに至っております。

門田氏は、2024年4月5日に、当社に「取締役及び取締役候補者との個別面談のご要請」と題する書簡を送付してきております。当該書簡の中では、概要、本株主総会までに門田氏と当社の取締役候補者全員との個別面談をすることの要求がされておりました。その際、門田氏は、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltdが顧客に負っている受託者責任を果たすために面談を

行う必要があること、同社の運用ファンドが当社株式を議決権ベースで約13%保有しており筆頭株主であること、及び個別面談を実施できなかった取締役候補者に対しては株主総会において反対の投票を行うこと等を明示しております。

しかしながら、当社としては、主に次の理由からこのような全取締役との面談要請を認めるに至りませんでした。

まず、会社として、取締役候補者の選任案が否決されることを回避する目的で、株主総会前に特定の大株主との間でのみ、取締役候補者との面談というアレンジを行う場合、それ自体が、株主偏重の行動、あるいは、特定の大株主への迎合的な行動と捉えられかねないばかりか、経営陣の保身的な行動と捉えられる可能性もあり、適切ではありません。また、特に、かような求めに応じて個別面談を実施した場合には、当該取締役候補者においてSwiss-Asia Financial Services Pte. Ltdという特定の株主（の運用者）に対する心理的忖度が働いてしまう懸念があり、その結果、以後の取締役としての職務遂行において、当該特定の株主のみを考慮した経営判断・業務執行を行う傾向が生じるなど、株主共同の利益やその他のステークホルダーとの調和の観点から、深刻な事態に至るおそれが否定できません。さらに、門田氏は、前記のとおり株主総会前の個別面談を要請する根拠として「受託者責任」をいうものの、そもそも、運用会社の責任や善管注意義務の履践として、取締役候補者との面談を行う例は極めて少ない（あるいは存在しない）ものと思われ、この点でも門田氏の主張は妥当ではありません。

当社としては、門田氏が、当社に対し以上のとおり極端な主張・要求を展開してきた経緯等からしても、第6号議案乃至第8号議案までの株主提案の内容が極端あるいは不合理な主張となっていないか、慎重に精査がなされるべきと考えております。当社としては、上記のとおり、各議案が当社の中長期的な企業価値の向上に資するか等の観点から慎重に精査した結果、全ての株主提案議案に反対するのが相当と判断した次第です。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ問題の長期化、世界各国におけるインフレと金融引き締めに加え、中国経済の減速、中東地域の不安定な政情などから、先行き不透明な状況が続きました。

日本経済においては、円安などから輸出を中心に企業業績が回復する動きがあるものの、継続的な物価上昇や海外経済の下振れ懸念などから、下押し圧力がみられる状況が続きました。

当社グループの属する電子部品業界においても、物価上昇や中国経済の減速による影響が続きました。一方で、半導体不足が緩和したことなどによる自動車生産の持ち直しや自動車の電動化や電装化率の向上を背景にした電子部品・デバイスの搭載数の増加や円安による輸出製品での底上げがみられましたが、下押し要因を補うまでにはいたりませんでした。

このような情勢の下、当社グループは生産・業務効率を向上させるとともに、当社グループの製品開発力を生かした営業活動を強化してまいりました。その結果、売上高は10,434百万円（前期比2.6%減）となりました。

利益面では、円安の影響による売上増加などがありましたが、資源価格や原材料価格の値上げがあり、営業利益は1,261百万円（前期比6.5%減）となりました。営業外損益は、円安が続いたことにより、為替差益を157百万円計上し、経常利益は1,403百万円（前期比7.6%減）となりました。法人税、住民税及び事業税を358百万円、法人税等調整額を69百万円それぞれ計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は962百万円（前期比18.1%減）となりました。

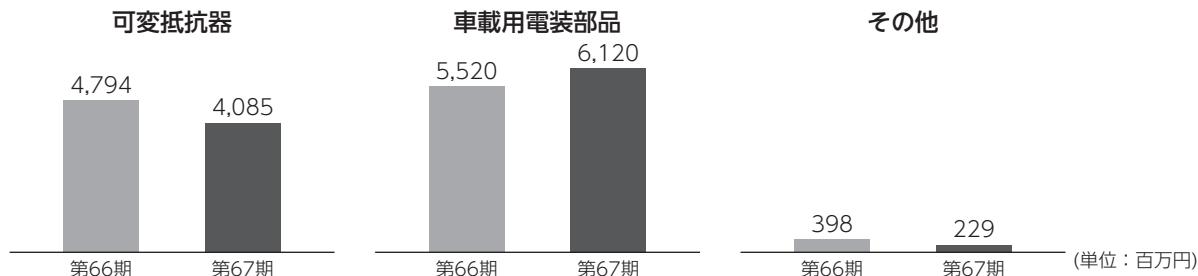
当期の1株当たりの配当金につきましては、145円の予定であります。

(2) 報告セグメント別売上状況

セグメントの業績につきましては次のとおりであります。

セグメント別売上金額

| セグメント   | 第66期<br>(前連結会計年度)<br>(2023年3月期) |           | 第67期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年3月期) |           | 前期比増減率     |
|---------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|------------|
|         | 売上高                             | 構成比       | 売上高                             | 構成比       |            |
| 可変抵抗器   | 百万円<br>4,794                    | %<br>44.8 | 百万円<br>4,085                    | %<br>39.2 | %<br>△14.8 |
| 車載用電装部品 | 5,520                           | 51.5      | 6,120                           | 58.7      | 10.9       |
| その他     | 398                             | 3.7       | 229                             | 2.2       | △42.5      |
| 合計      | 10,712                          | 100.0     | 10,434                          | 100.0     | △2.6       |



○可変抵抗器

円安による底上げがありましたが、中国経済減速による需要減を補えず、売上高は4,085百万円（前期比14.8%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は1,133百万円（前期比21.3%減）となりました。

○車載用電装部品

長らく続いた半導体不足が解消に向かったことにより、自動車会社の一部モデルに回復が見られたことなどにより売上高は6,120百万円（前期比10.9%増）となりました。売上高の増加に伴い、セグメント利益（営業利益）は、857百万円（前期比68.6%増）となりました。

○その他

その他部門は、売上高は229百万円（前期比42.5%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は93百万円（前期比12.2%減）となりました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、主に製造子会社の機械・装置、工具器具備品等で総額は150百万円であり、主に設備更新等であります。状況は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 可変抵抗器関連   | 44百万円 |
| 車載用電装部品関連 | 92百万円 |
| その他       | 14百万円 |

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中は自己資金によって賄いました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

また2023年11月10日に財務基盤の安定性（有利子負債の削減と手元流動性の確保）の向上のため、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保し、有利子負債の適切なコントロールを行うことを目的として、シンジケートローン契約の締結を行いました。なお当連結会計年度中における当該契約による借入金の実行はございません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2023年度の3年間は、赤字体質から脱却し営業利益に拘った経営をテーマとした第1次中期経営計画を進めてまいりました。その結果、「高収益製品の選択と集中」「車載製品の販売拡大」「固定費削減と生産性向上」の大きく3つの成果を上げることができました。

一方で、継続して取り組むべき課題が3つあります。「資本コストを意識した明確な財務戦略の構築」「積極的な新製品開発と市場投入」「当社グループ全体の最適生産体制の構築」です。

この3つの課題に取り組むため、2024年度から2026年度の3年間は、中長期的に成長拡大していくための成長投資の期間であると位置付け、以下のとおり第2次中期経営計画を策定いたしました。第2次中期経営計画を達成し、その次の3年間で成長拡大の3年間なるべく取組みを進める所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

基本方針 成長・拡大に向けた成長投資

取組骨子 ①技術開発力強化

②収益力強化

③財務体質改善

④株主還元強化

数値目標

|          | 2026年度 | 2029年度 |
|----------|--------|--------|
| 売上高      | 105億円  | 135億円  |
| 営業利益率    | 10%    | 12%    |
| ROA      | 9%     | 11%    |
| DOE      | 3.5%   | 4.5%   |
| (配当性向換算) | 約40%   | 約45%   |

詳細につきましては、開示資料「第2次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」のご確認をお願いいたします。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                 | 単位  | 第 64 期<br>(2021年 3 月期) | 第 65 期<br>(2022年 3 月期) | 第 66 期<br>(2023年 3 月期) | 第 67 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年 3 月期) |
|-------------------------------------|-----|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高                               | 百万円 | 7,865                  | 9,511                  | 10,712                 | 10,434                              |
| 経 常 利 益                             | 百万円 | 201                    | 885                    | 1,519                  | 1,403                               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 百万円 | △161                   | 630                    | 1,174                  | 962                                 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | 円   | △104.40                | 432.33                 | 827.63                 | 706.68                              |
| 総 資 産                               | 百万円 | 13,084                 | 12,732                 | 13,400                 | 12,415                              |
| 純 資 産                               | 百万円 | 3,947                  | 4,679                  | 5,915                  | 7,003                               |

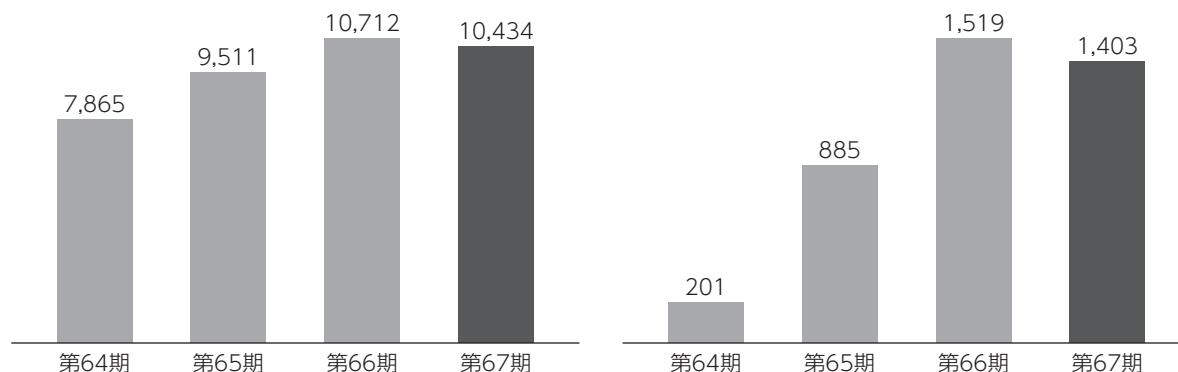
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 第65期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### 売上高

(単位：百万円)

### 経常利益

(単位：百万円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金             | 出 資 比 率         | 主 要 な 事 業 内 容          |
|---------------------|-------------------|-----------------|------------------------|
| 会 津 コ ス モ ス 電 機 (株) | 百万円<br>192        | %<br>100.0      | 車載用電装センサ、車載用フィルムヒーター製造 |
| 白 河 コ ス モ ス 電 機 (株) | 60                | 100.0           | 車載用電装センサ、車載用フィルムヒーター製造 |
| 中 津 コ ス モ ス 電 機 (株) | 12.5              | 100.0           | 半固定抵抗器、車載用電装センサ製造      |
| 台湾東高志電機股份有限公司       | 25,000<br>(千NT\$) | 100.0           | 可変抵抗器、半固定抵抗器販売         |
| TOCOS AMERICA, INC. | 300<br>(千US\$)    | 100.0           | 可変抵抗器、半固定抵抗器販売         |
| 煙台科思摩思電機有限公司        | 150               | 100.0           | 車載用電装センサ製造             |
| 煙台科思摩思貿易有限公司        | 10                | 100.0           | 車載用電装センサ、可変抵抗器販売       |
| 広州東高志電子有限公司         | 4,000<br>(千US\$)  | 100.0<br>(17.6) | 可変抵抗器、車載用電装センサ製造及び販売   |

(注) 出資比率の ( ) は間接所有割合の内数であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、輸送用機器、通信機、電子機器、電気器具並びに光学機器の部品及び部分品の製造販売並びにこれに付帯する事業であります。

当社グループの主要製品をセグメント別に分類すれば次のとおりであります。

| セグメント               | 主  な  製  品  名  | 主  な  用  途                                              |
|---------------------|----------------|---------------------------------------------------------|
| 可  変  抵  抗  器       | 可変抵抗器、半固定抵抗器   | 計測器、通信機器、制御機器、各種電源、音響機器、電動スクータ、アミューズメント、医療機器、ロボット、各種センサ |
| 車  載  用  電  装  部  品 | 車載用電装センサ、面状発熱体 | 自動車用装置、産業設備、農機、建機、搬送機、船舶                                |
| そ      の      他     | トリマキャパシタ、抵抗器   | デジタル制御機器、監視機器、通信機器                                      |

(9) 企業集団の主要拠点

当社本社 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

① 営業拠点

| 名 称                               | 所 在 地           |
|-----------------------------------|-----------------|
| 本 社                               | 神奈川県座間市         |
| 東 京 営 業 所                         | 東京都千代田区         |
| 名 古 屋 営 業 所                       | 愛知県名古屋市         |
| 大 阪 営 業 所                         | 大阪府大阪市          |
| 台湾 東 高 志 電 機 股 份 有 限 公 司          | 台湾 台北市          |
| T O C O S A M E R I C A , I N C . | 米国 イリノイ州シャンバーグ市 |
| 煙 台 科 思 摩 思 貿 易 有 限 公 司           | 中国 山東省煙台市       |
| 広 州 東 高 志 電 子 有 限 公 司             | 中国 広東省広州市       |

② 生産拠点

| 名 称                     | 所 在 地     |
|-------------------------|-----------|
| 本 社                     | 神奈川県座間市   |
| 会 津 コ ス モ ス 電 機 (株)     | 福島県会津若松市  |
| 白 河 コ ス モ ス 電 機 (株)     | 福島県白河市    |
| 中 津 コ ス モ ス 電 機 (株)     | 大分県中津市    |
| 煙 台 科 思 摩 思 電 機 有 限 公 司 | 中国 山東省煙台市 |
| 広 州 東 高 志 電 子 有 限 公 司   | 中国 広東省広州市 |

(10) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------------|-------|--------|
| 645名 | 51名減        | 38.4歳 | 11.7年  |

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。  
2. 上記従業員の他に35名の臨時雇用者がおります。  
3. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(11) 主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入残高 |
|--------------|------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 525  |
| 株式会社東邦銀行     | 474  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 469  |
| 株式会社三井住友銀行   | 174  |
| 株式会社横浜銀行     | 137  |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 111  |

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,350,077株（自己株式 231,173株を除く）  
 (3) 株主数 1,786名（前期末比518名減）  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                                                        | 持株数   | 持株比率   |
|------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 成成株式会社                                                     | 170千株 | 12.62% |
| コスモス取引先持株会                                                 | 93    | 6.91   |
| GLOBAL ESG STRATEGY2                                       | 75    | 5.56   |
| GLOBAL ESG STRATEGY                                        | 49    | 3.67   |
| セコム損害保険株式会社                                                | 47    | 3.52   |
| GLOBAL ESG STRATEGY                                        | 46    | 3.45   |
| 株式会社岡三証券グループ                                               | 40    | 2.96   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (C A S H P B) | 37    | 2.79   |
| 秋元利規                                                       | 23    | 1.70   |
| 丸庸夫                                                        | 21    | 1.60   |

(注) 1. 持株比率は自己株式（231,173株）を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

2. 2024年2月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ・ピーティーイー・エルティーディー（Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.）が2024年2月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称                                                                             | 保有株券等の数  | 株券等保有割合 |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ・ピーティーイー・エルティーディー<br>(Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.) | 179,100株 | 11.33%  |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2022年6月23日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。

|                           | 株式数    | 交付対象者数 |
|---------------------------|--------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除く） | 3,200株 | 5名     |

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2023年5月12日開催の取締役会における決議により以下の通り自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 当社普通株式 73,700株

取得価額の総額 179百万円

取得した期間 2023年5月15日～2023年6月23日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2024年3月末現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況    |
|---------------|---------|----------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 岩 崎 美 樹 |                            |
| 専 務 取 締 役     | 中 島 秀 雄 | 営業本部長 生産本部長                |
| 取 締 役         | 渡 邊 一 雄 | 品質保証本部長                    |
| 取 締 役         | 藤 木 貴 年 | 技術本部長                      |
| 取 締 役         | 植 田 聡   | 管理本部長                      |
| 取締役（監査等委員）    | 榎 本 尚 巳 | 常勤                         |
| 取締役（監査等委員）    | 小 野 正 典 | 東京リベルテ法律事務所パートナー           |
| 取締役（監査等委員）    | 北 野 雅 教 |                            |
| 取締役（監査等委員）    | 森 田 貴 子 | (株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所パートナー |

- (注) 1. 監査等委員である取締役小野正典氏及び北野雅教氏並びに森田貴子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8-2に対する当社対応として経営陣と連絡・調整を行う為、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役森田貴子氏は、税理士として財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項ありません。

##### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締

結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

(5) 当該事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、公平かつ適正に定めることを目的とした指名報酬委員会において役職、職責及び評価に基づき提案されております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第59回定時株主総会の第5号議案により年額120百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第59回定時株主総会の第6号議案により年額24百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、監査等委員である取締役は4名）であります。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年6月23日開催の第65回定時株主総会の第5号議案により、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各業務執行取締役の前事業年度の担当部門の業績達成度合いを踏まえた基本報酬の額の決定とします。これらの権限を委任した理由は、上記手続により決定しているため、相当であると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

|                            | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |               |              | 支給人員<br>(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------------|-------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等   | 非金銭<br>報酬等   |             |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 104,292<br>(-)    | 55,200<br>(-)     | 40,000<br>(-) | 9,092<br>(-) | 5<br>(0)    |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 20,760<br>(9,720) | 20,760<br>(9,720) | (-)<br>(-)    | (-)<br>(-)   | 4<br>(3)    |
| 合 計                        | 125,052           | 75,960            | 40,000        | 9,092        | 9           |

- (注) 1. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 第59回定時株主総会の第5号議案により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額120百万円以内（総額）、第59回定時株主総会の第6号議案により、取締役（監査等委員）の報酬額は年額24百万円以内（総額）と決定しております。  
また、上記金銭報酬とは別枠で、第65回定時株主総会の第5号議案により、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決定しております。
3. 上記の業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上であります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬として取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して賞与を支給する場合があります。

業績連動報酬等の額の算定方法の基礎として選定した業績指標の内容は、各連結会計年度の經常利益であり、また当該業績指標を選定した理由は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定にあたっては、営業利益、当期純利益を考慮の上、従業員賞与や株主還元等とのバランスを勘案して算出しております。

⑥ 非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬制度

2022年6月23日開催の第65回定時株主総会の決議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2022年度より対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

|            |      |             |
|------------|------|-------------|
| 取締役（監査等委員） | 小野正典 | 該当事項はありません。 |
| 取締役（監査等委員） | 北野雅教 | 該当事項はありません。 |
| 取締役（監査等委員） | 森田貴子 | 該当事項はありません。 |

### ② 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

|            |      |             |
|------------|------|-------------|
| 取締役（監査等委員） | 小野正典 | 該当事項はありません。 |
| 取締役（監査等委員） | 北野雅教 | 該当事項はありません。 |
| 取締役（監査等委員） | 森田貴子 | 該当事項はありません。 |

### ③ 当事業年度における社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

取締役会には、小野正典氏は12回中12回、北野雅教氏は12回中12回、森田貴子氏は12回中12回出席し、それぞれの立場から、その経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

また監査等委員会には小野正典氏は16回中16回、北野雅教氏は16回中16回、森田貴子氏は16回中16回出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

### ④ 社外役員が当社子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 該当事項はありません。

### ⑤ 社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の意見 該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

藍監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬24百万円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額24百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第

399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び連結子会社として親会社へ報告する財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) その他の事項

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	8,080,110	流 動 負 債	2,897,403
現金及び預金	3,577,129	支払手形及び買掛金	707,602
受取手形	3,564	電子記録債務	376,073
電子記録債権	621,283	短期借入金	300,000
売掛金	2,005,076	一年内返済予定の長期借入金	514,536
商品及び製品	519,361	リース債務	141,778
仕掛品	376,094	未払法人税等	215,903
原材料及び貯蔵品	877,452	賞与引当金	220,379
その他	106,588	役員賞与引当金	40,000
貸倒引当金	△6,440	その他	381,129
固 定 資 産	4,335,791	固 定 負 債	2,515,475
有 形 固 定 資 産	3,578,568	長期借入金	1,367,444
建物及び構築物	980,006	リース債務	139,064
機械装置及び運搬具	582,638	役員退職慰労引当金	3,690
土地	1,715,871	退職給付に係る負債	453,308
リース資産	193,398	繰延税金負債	151,591
建設仮勘定	60,677	再評価に係る繰延税金負債	314,794
その他	45,976	その他	85,582
無 形 固 定 資 産	79,992	負 債 合 計	5,412,879
リース資産	52,301	純 資 産 の 部	
その他	27,691	株 主 資 本	5,451,563
投 資 そ の 他 の 資 産	677,229	資本金	1,277,000
投資有価証券	562,905	資本剰余金	4,820
繰延税金資産	74,990	利益剰余金	4,569,606
その他	39,333	自己株式	△399,862
資 産 合 計	12,415,901	その他の包括利益累計額	1,551,459
		その他有価証券評価差額金	294,088
		土地再評価差額金	734,519
		為替換算調整勘定	472,984
		退職給付に係る調整累計額	49,867
		純 資 産 合 計	7,003,022
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,415,901

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	10,434,769
売上原価	7,682,297
売上総利益	2,752,472
販売費及び一般管理費	1,491,081
営業利益	1,261,390
営業外収益	
受取利息	7,989
受取配当金	11,995
為替差益	157,129
雑収入	71,837
合計	248,952
営業外費用	
支払利息	34,841
休業損	27,311
シンジケートローン手数料	36,000
雑損	8,311
合計	106,464
経常利益	1,403,877
特別利益	
固定資産売却益	891
特別損失	
固定資産除売却損	14,892
税金等調整前当期純利益	1,389,876
法人税、住民税及び事業税	358,031
法人税等調整額	69,599
当期純利益	962,245
親会社株主に帰属する当期純利益	962,245

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	5,925,897	流動負債	2,921,924
現金及び預金	1,910,409	支払手形	134
受取手形	3,564	買掛金	1,191,854
電子記録債権	621,283	電子記録債務	376,268
売掛金	1,611,996	関係会社短期借入金	495,000
商品及び製品	432,666	一年内返済予定の長期借入金	305,390
仕掛品	852	未払費用	85,795
原材料及び貯蔵品	138,656	未払法人税等	191,406
関係会社未収入金	1,056,890	賞与引当金	64,910
関係会社短期貸付金	110,000	役員賞与引当金	40,000
その他	42,997	その他	171,164
貸倒引当金	△3,420	固定負債	1,504,416
固定資産	2,993,701	長期借入金	629,665
有形固定資産	1,563,880	退職給付引当金	356,441
建物	240,948	再評価に係る繰延税金負債	314,794
構築物	5,560	その他	203,516
機械装置及び運搬具	15,059	負債合計	4,426,340
工具器具備品	15,358	純資産の部	
土地	1,155,500	株主資本	3,464,649
リース資産	106,925	資本金	1,277,000
建設仮勘定	24,528	資本剰余金	4,823
無形固定資産	71,182	その他資本剰余金	4,823
リース資産	52,301	利益剰余金	2,582,689
その他	18,881	利益準備金	104,717
投資その他の資産	1,358,638	その他利益剰余金	2,477,971
投資有価証券	562,905	別途積立金	260,000
関係会社株式	217,105	繰越利益剰余金	2,217,971
関係会社出資金	524,420	自己株式	△399,862
繰延税金資産	34,569	評価・換算差額等	1,028,608
その他	19,636	その他有価証券評価差額金	294,088
資産合計	8,919,598	土地再評価差額金	734,519
		純資産合計	4,493,257
		負債及び純資産合計	8,919,598

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		9,256,868
売上原価		7,327,850
売上総利益		1,929,017
販売費及び一般管理費		1,140,715
営業利益		788,302
営業外収益		
受取利息	4,170	
受取配当金	229,264	
為替差益	151,431	
設備賃貸料	16,223	
経営指導料	17,100	
雑収入	44,445	462,634
営業外費用		
支払利息	19,482	
設備賃貸費用	18,252	
シンジケートローン手数料	36,000	
雑損	15,129	88,864
経常利益		1,162,072
特別利益		
固定資産売却益	691	691
特別損失		
固定資産除売却損	14,672	14,672
税引前当期純利益		1,148,091
法人税、住民税及び事業税	289,183	
法人税等調整額	28,371	317,555
当期純利益		830,536

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

東京コスモス電機株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小 林 新 太 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 所 真 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京コスモス電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京コスモス電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

東京コスモス電機株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小 林 新 太 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 所 真 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京コスモス電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

東京コスモス電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 榎 本 尚 巳 ㊟

監査等委員 小 野 正 典 ㊟

監査等委員 北 野 雅 教 ㊟

監査等委員 森 田 貴 子 ㊟

(注) 監査等委員小野正典、北野雅教及び森田貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

